

各種福祉手当の 更新手続きについて

【申請などの問い合わせ先】

南部町福祉事務所（健康管理センターすこやか内）

☎ 66 - 5522

◆特別障害者手当・障害児福祉手当

●特別障害者手当：・重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅の方に支給されます。

■障害児福祉手当：・重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする、20歳未満の在宅の方に支給されます。

■経過的祝福手当：・20歳以上の従来の福祉手当受給者で、特別障害者手当及び障害基礎年金を受給できない方に支給されます。

●所得状況届について

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的祝福手当を引き続き受給するには「所得状況届」の提出が必要です。

所得状況届の提出がないと手当が受けられなくなりますので、必ず期間内に提出いただきますようお願いいたします。現在受給中の方は7月中に所得状況届を送付します。

1. 提出期間

8月13日(月)～9月7日(金)

2. 受付時間

8時30分～17時15分

3. 受付場所

南部町福祉事務所
(健康管理センターすこやか内)

4. 提出書類等

●特別障害者手当：・特別障害者手当所得状況届、年金・手当等の収入金額がわかるもの

■障害児福祉手当：・障害児福祉手当所得状況届

■経過的祝福手当：・特別障害者手当所得状況届、年金・手当等の収入金額がわかるもの

◆児童扶養手当

●現況届について

児童扶養手当を引き続き受給するには「児童扶養手当現況届」の提出が必要です。

現況届の提出がないと手当が受けられなくなりますので、必ず期間内に提出いただきますようお願いいたします。

1. 提出期間

8月1日(月)～8月31日(水)

2. 受付時間

8時30分～17時15分

3. 受付場所

◎南部町福祉事務所（南部町健康管理センターすこやか内）
◎町民生活課（天萬庁舎）

4. 提出書類等

児童扶養手当現況届・児童扶養手当証明書（7月中に現在受給中の方には現況届の用紙を郵送します。）

●資格要件の制限

いがある児童を養育している方
・児童の障がいを理由に公的年金を受けている場合
・児童が児童福祉施設等に入所している場合

・所得が一定額を超える場合

▼重度障がい：50,400円/月

▼中度障がい：33,570円/月

●所得状況届について

特別児童扶養手当を引き続き受給するには「特別児童扶養手当所得状況届」の提出が必要です。

所得状況届の提出がないと手当が受けられなくなりますので、必ず期間内に提出いただきますようお願いいたします。

1. 提出期間

8月11日(木)～9月9日(金)

2. 受付時間

8時30分～17時15分

3. 受付場所

南部町福祉事務所（健康管理センターすこやか内）

4. 提出書類等

特別児童扶養手当証明書・申請時使用の印鑑

◆特別児童扶養手当

●特別児童扶養手当：20歳未満で精神または身体に一定の障が

▼経過的祝福手当

14,280円/月

▼障害児福祉手当

14,280円/月

▼特別障害者手当

26,260円/月

●資格要件の制限

・施設に入所している、または病院に入院している。

・本人・扶養義務者の所得が一定額を超える。